

車両で旅客を運送する際の形態について

1. 有償（道路運送法適用 基本的に緑ナンバー⇒ドライバーは二種免許必要）

1.1 一般旅客

★法第 4 条 一般旅客自動車運送事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

a) 一般乗合～乗合旅客を運送。路線バス、コミバス

定員 11 人未満の車両の使用は例外的扱い（コミワゴン）、法 21 条に定める場合のみ一般貸切・乗用事業者が運行可。

★法第 21 条 一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は、次に掲げる場合①災害緊急時、②一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難で、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行うときに限り、乗合旅客の運送をすることができる。



大型バスの例（車幅約 2.5m 定員約 80 人） 中型バスの例（車幅約 2.3m 定員約 60 人）



小型バスの例（車幅約 2.08m 定員約 30 人） ワゴン車両の例（車幅 1.88m 定員 10 人）

（参考）公的資金によって支えられるコミュニティバスは、自立運営を原則とする路線バス（一般乗合旅客自動車運送事業者が運行するコミュニティバス以外の路線定期運行をいう。）を補完し、これと一体となって当該地域の交通ネットワークの一部を形成するものであることから、その導入にあたっては、路線、区域、運行時刻等において路線バスとの整合性を図るよう十分留意する必要がある。（国土交通省「コミュニティバスの導入に関するガイドライン」より⇒参考資料 1 の中にあります）

b)一般貸切～一個の契約により定員 11 人以上の自動車を貸し切って旅客を運送。観光バス、ツアーバスなど



大型貸切バスの例

c)一般乗用～一個の契約により定員 11 人未満の自動車を貸し切って旅客を運送。いわゆるタクシー。この中に、さらに利用者を限定したものがある（例：福祉タクシー）



一般乗用車両（タクシー）の例



4条限定（福祉）タクシー

1.2 特定旅客～特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送

運送事業者が企業などからの需要を受けて運航する送迎バス等

(例：京王自動車が行う東京都障害者センター送迎バス 武州交通が行うヤクルト中央研究所送迎 など)

★法 43 条 特定旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。



1.3 例外的に自家用自動車（白ナンバー＝一種免許可）の使用が認められる場合

★法第 78 条 **自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合（①災害緊急時、②市町村、特定非営利法人等が自家用有償運送を行うとき、③公共の福祉の確保のためやむを得ない場合）を除き、有償で運送の用に供してはならない。**

★法第 79 条 自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

★規則第 49 条←（以下の説明が規定されている）

a)市町村有償～市町村が専ら当該市町村の区域内で行う住民の運送（車両の定員の規定なし） 市町村交通空白地運送と市町村福祉運送がある。



市町村福祉輸送の例（武蔵野市レモンキャブ HP より）

b)交通空白地有償～特定非営利法人等が過疎地域自立促進特別措置法第二条第一項（これに類する地域を含む）に定める地域内で行う住民等（要名簿記載）の運送（車両の定員の規定なし）

c)福祉有償～特定非営利法人等が定員 11 人未満の車両を用いて行う（＝タクシー同等）

次に掲げるもののうち他人の介助によらず移動することが困難と認められ、かつタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者等（要名簿記載）の運送



福祉有償運送の例（左：稲城市社会福祉協議会 右：NPO 法人によるもの）

2.無償（＝道路運送法適用外 白ナンバー、ドライバーは一種免許可）
（ただし安全上の配慮は常識的に求められる）

例：幼稚園が自分達の園児を自家用の幼稚園バスで送迎

例：クリニックやデイサービス施設が自分達の患者等を自家用車で送迎

例：旅館が自分達の宿泊客を最寄り駅などから自家用バスで送迎



例：町内会（自治会）が会員を自家用車で送迎（例：野川南団地自治会バス）

タウンニュース HP より引用

注：本資料はわかりやすくするため表現等に配慮してあります。厳密には道路運送法、道路運送法施行令、道路運送法施行規則の各条文を参照のこと